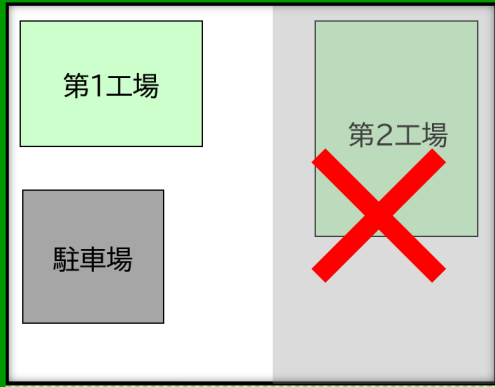


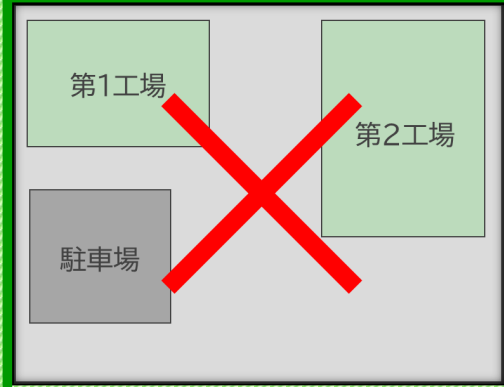
事業所の廃止等をお考えの方へ

事業所の一部廃止や建替えをする場合、環境法令で以下のような規制がかかる可能性があります。以下の例はあくまで一例で、全てを網羅しているわけではありませんので、詳しくは裏面に記載の各担当部署にご相談下さい。



事業所敷地

一部廃止



事業所敷地

全部廃止

環境法令に基づく規制の例

1

事業所の廃止

有害物質を使用したことのある事業所の廃止時は、土壌調査の義務がかかります。また、各法令に基づいて設置を届け出た事業者は、廃止についても届出が必要な場合があります。

土対法

市条例

各法令の
廃止届

2

事業所の敷地の一部廃止

事業所の敷地の一部を廃止する際には、横浜市生活環境の保全等に関する条例（市条例）の申請または届出、土壌汚染対策法（土対法）・騒音規制法（騒音法）の届出が必要になる場合があります。

市条例

土対法

騒音法

3

特定施設等の使用の廃止

特定施設等の使用を廃止する際や有害物質の使用を廃止する際には、横浜市生活環境の保全等に関する条例・土壌汚染対策法の届出が必要になる場合があります。また、各法令に基づいて設置を届け出た事業者は、廃止についても届出が必要な場合があります。

市条例

土対法

各法令の
廃止届

4

事業所の取り壊し等を行う場合

事業所の廃止に伴い基礎の解体等があり、掘削等がある際には、土壌汚染対策法・市条例・騒音規制法・振動規制法（振動法）の届出が必要な場合があります。事業所内の建築物や工作物を解体する際、大気汚染防止法（大防法）・市条例に基づくアスベストに関する事前の届出が必要な場合があります。

市条例

土対法

振動法
騒音法

大防法

特定有害物質を使用した履歴がある場合

■ 横浜市内の事業所で、特定有害物質の使用等履歴がある場合は、廃止時に土壌調査を履行する必要があります。

特定有害物質の使用等履歴があれば、事業所の廃止時や土地の掘削時に土壌調査義務が生じます。

また、特定有害物質の使用等は、これまで横浜市に届出を提出しているか否かは関係ありません。使用等履歴を最も確に把握できるのは、操業していた事業者自身です。

義務がかかるかどうかについて、横浜市では事業者の使用履歴の実態がわかりませんので、お答えすることができません。



※特定有害物質

「土壌汚染対策法」により、26物質が定められています。有害物質の使用履歴は、事業者自身による確認が必要です。特定有害物質を使用等している場合は、届出や土壌調査の義務が生じます。

●特定有害物質の調べ方

事業所で使用したことのある薬品・資材などのSDS(安全データシート)を、生産者より取り寄せて確認することができます。

その他土壌対策に関する留意事項

調査の義務者

調査義務者は土地の所有者です。事業者と土地の所有者が異なる場合、事前に連絡をお願いします。

調査の実施

土壌調査は環境省等の指定する「指定調査機関」が実施できます。詳細は環境省のHPをご覧ください。

区域の指定

汚染が確認された土地は、区域の指定が行われます。指定された土地は窓口台帳をご覧ください。

区域の解除

土壌汚染が除去された場合は、区域の指定が解除されます。解除された土地は窓口台帳をご覧ください。

※その他、廃止時に申請・届出が必要な場合があります。詳しくは、窓口でご相談下さい。

担当部署と連絡先

横浜市役所
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 27階

お問合せの内容	担当部署	連絡先
市条例 指定事業所関係	みどり環境局環境管理課条例担当	045-671-2733 mk-shiteijigyosho@city.yokohama.lg.jp
大気関係	みどり環境局大気・音環境課大気担当	045-671-3843 mk-taikikisei@city.yokohama.lg.jp
騒音・振動関係	みどり環境局大気・音環境課騒音担当	045-671-2485 mk-souon@city.yokohama.lg.jp
水質汚濁関係	みどり環境局水・土壌環境課水質担当	045-671-2489 mk-mizu@city.yokohama.lg.jp
土壌汚染対策・地盤沈下関係	みどり環境局水・土壌環境課土壌対策担当	045-671-2494 mk-dojo@city.yokohama.lg.jp
下水道関係	下水道河川局水質課工場排水担当	045-671-2835 gk-kouhai@city.yokohama.lg.jp

インターネットの情報もご覧ください



令和7年3月作成